

# 特定非営利活動法人 ネクストシティさっぽろ 定款

## 第1章 総則

### 第1条 (目的)

この法人は、南あいの里地区及び住民に対し、地域内の自治や住民間交流、生活環境整備に関する事業を行うことによって、安心・快適に暮せるまちの創造と、心豊かでふれあいのあるコミュニティ・活力あふれる地域づくりに寄与することを目的とする。

更には、札幌市における「空家等の対策」及び「単身高齢者の見守り」に係る施策を総合的・一元的に管理・実施する連携システムを構築することを目的とする。

### 第2条 (名称)

この法人は、特定非営利活動法人 ネクストシティさっぽろ と称する。

### 第3条 (事業)

この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- ①保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ②社会教育の推進を図る活動
- ③まちづくりの推進を図る活動
- ④学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑤環境の保全を図る活動
- ⑥地域安全活動
- ⑦子どもの健全育成を図る活動
- ⑧情報化社会の発展を図る活動
- ⑨経済活動の活性化を図る活動
- ⑩職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑪消費者の保護を図る活動

2. この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

- ①南あいの里地域の健康増進活動
- ②生涯学習や食育に関する教育・体験活動
- ③南あいの里地域の自治・住環境維持活動
- ④南あいの里地域の文化・交流事業
- ⑤南あいの里地域の交通・治安確保に関する活動
- ⑥情報ネットワークによる地域情報発信、サポート事業
- ⑦空家又は単身高齢者等の住宅の調査業務（情報のデータベース化）
- ⑧所有者等による空家又は単身高齢者等の住宅の適切な管理の促進に係る業務
- ⑨空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に係る業務
- ⑩特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に係る業務
- ⑪住民等からの空家等に関する相談への対応に係る業務
- ⑫単身高齢者の見守りに関する業務
- ⑬空家情報の収集及び管理
- ⑭前各号の事業に付帯する事業

(2) その他の事業

- ①物品の斡旋及び販売
- ②役務の提供
- ③会員相互の交流による事業
- ④その他の受託事業

3. その他事業は、特定非営利活動に係る事業に支障のない限り行うことができるものとし、収益が生じたときは、これを特定非営利活動に係る事業のために使用する。

第4条 (事務所)

この法人は、事務所を札幌市に置く。

第2章 会員

第5条 (会員の種類)

この法人の会員は、次の2種とし、正会員を法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して加入した個人、法人及び任意の団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して加入した事業に協力する個人、法人及び任意の団体

第6条 (加入)

この法人に、会員として加入しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとする。

- (1) 加入の承認は、理事会が行う。
- (2) 理事長は入会を認めない時は、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第7条 (会費)

会費の有無、種類、金額、納入方法等については、総会の議決を経て別に定める。

第8条 (会員の資格喪失)

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 脱退したとき
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

第9条 (脱退)

この法人を、脱退しようとする者は、脱退届を理事会に提出することにより、任意に脱退出が可能である。

第10条 (除名)

会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

#### 第 11 条 (会費等の不返還)

会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

#### 第 3 章 役員等

##### 第 12 条 (役員)

この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
  - (2) 監事 1名以上2名以内
2. 理事のうち、1名を理事長とする。
3. 理事のうち、副理事長2名以内をおくことができる。

##### 第 13 条 (役員の選任)

- 役員は、総会において選出する。選出方法は、総会の議決を経て別に定める。
- 2. 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。
  - 3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
  - 4. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

##### 第 14 条 (役員の職務)

- 理事長は、この法人を代表し、その活動をとりまとめる。
- 2. 副理事長は、理事長を補佐し、日常の業務を執行し、理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ定めた席次の順に従いその職務を代行する。
  - 3. 理事は、業務を執行する。
  - 4. 監事は、法第18条に定める職務を行う。

##### 第 15 条 (役員の任期)

- 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2. 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合は、役員の任期は、任期の末日後最初に開催された社員総会の終結のときまでとする。
  - 3. 補欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
  - 4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

##### 第 16 条 (役員の解任)

役員が次の各号の一に該当する場合は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

### 第 17 条 (役員の報酬)

- 役員には、報酬を支給しない。ただし、常勤の役員には、役員総数の 3 分の 1 以下の範囲内で、総会の議決により報酬を支給することができる。
2. 役員には費用を弁償することができる。
  3. 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

### 第 18 条 (事務局)

- この法人に事務局を設ける。
2. 事務局に職員を置く場合、理事長がこれを任免する。
  3. 事務局の運営及び職員に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

## 第 4 章 会議

### 第 19 条 (種別)

この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

### 第 20 条 (構成)

- 総会は、正会員をもって構成する。
2. 理事会は、理事をもって構成する。

### 第 21 条 (権能)

- 総会は、この定款で別に定めるもののほか、事業計画及び収支予算、事業報告及び収支決算、その他この法人の運営に関する重要な事項を議決する。
2. 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。
    - (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
    - (2) 理事会として総会に付議する事項
    - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### 第 22 条 (開催)

- 通常総会は、毎年 1 回開催する。
2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
    - (1) 理事会が必要と認めるとき。
    - (2) 正会員の 3 分の 1 以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。
    - (3) 法第 18 条第 4 号に定めるところにより監事が招集するとき。
  3. 理事会は、次のいずれかの場合に開催する。
    - (1) 理事長が必要と認めるとき。
    - (2) 理事の 3 分の 1 以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。
    - (3) 監事から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。

### 第 23 条 (招集)

- 会議は、前条第 2 項第 3 号に定める場合を除き、理事長が招集する。
2. 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号に定める場合には、請求の日から 30 日以内に会議を招集しなければならない。前条第 3 項第 2 号及び第 3 号に定める場合には、請求の日から 14 日以内に会議を招集しなければならない。

3. 会議を招集する場合は、正会員又は理事（以下「構成員」という）に対し、会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

**第 24 条 （議長）**

総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。理事会の議長は、理事の中から選出する。

**第 25 条 （定足数）**

会議は、構成員の総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

**第 26 条 （議決）**

会議の議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

**第 27 条 （書面表決等）**

やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の出席構成員を代理人として表決を委任することができる。

2. 前項の場合において、書面による表決者又は表決の委任者は、会議に出席したものとみなす。

**第 28 条 （議事録）**

会議を開会したときは、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
  - (2) 構成員の総数
  - (3) 会議に出席した構成員の数及び、理事会にあってはその氏名（書面による表決者及び表決の委任者を含む。）
  - (4) 審議事項
  - (5) 議事の経過及び議決の結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及び出席した構成員の中からその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名又は記名押印しなければならない。

**第 5 章 資産及び会計**

**第 29 条 （資産の構成）**

この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

**第 30 条 （資産の管理）**

この法人の資産は、理事会の議決に基づいて、理事長がこれを管理する。

### 第 31 条 (経費の支弁)

この法人の経費は、資産をもって支弁する。

### 第 32 条 (会計及び収支決算)

この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

2. 収支決算は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

### 第 33 条 (事業年度)

この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

### 第 34 条 (その他の事業の会計)

その他の事業の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計と区分処理を行う。

## 第 6 章 解散及び定款の変更

### 第 35 条 (解散及び残余財産の処分)

この法人は、総会の議決による解散をするときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の承諾を得て、解散することができる。残余財産については、法第 11 条第 3 項に掲げる者たち、総会で議決した者に譲渡する。

### 第 36 条 (定款の変更)

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

## 第 7 章 雜則

### 第 37 条 (公告)

この法人の公告は、事務所の掲示場に掲示して行う。

### 第 38 条 (雑則)

この定款の施行について必要な事項は、この定款で定めるものを除き、理事会の議決を経て別に定める。

## 附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	橋本 敏明
理 事	伏島 信治
同	北 英夫
同	山崎 保
同	後藤 孝夫
同	五十嵐 健
同	大町 清仁
監 事	室山 和久
3. この法人の設立当初の役員は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、その任期は 2008 年 3 月 31 日までとする。
4. この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び収支予算は、この定款の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによる
5. この法人の設立当初の事業年度は、成立の日から、2007 年 3 月 31 日までとする。
6. この定款の一部を平成 19 年 1 月 26 日に変更し、所轄庁の認証を受けた平成 19 年 4 月 17 日から施行する。